

2024 年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人国際協力機構

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を下記のとおり定める。

記

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、前年度の実績（調達件数又は調達金額のどちらかの合計）を上回ることを目標とする。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

機構においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、機構本部及び国内拠点（以下「本部等」）における物品等の調達に適用する。

なお、本部等は、別紙の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図る。

（2）随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、機構会計規程第 23 条第 4 号、第 5 号及び第 9 号に基づく随意契約において、障害者就労施設等を見積依頼先に含めるなど、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図る。

（3）障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進は、調達・派遣業務部主導の下に実施する。調達・派遣業務部は、1 の目標達成に向けて、関係部局及び国内拠点に対し情報提供を行うほか、必要に応じて指導・助言等を行う。

(4) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

障害者就労施設等からの物品等の調達実績については、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに機構ホームページに公表するとともに外務大臣を通じて厚生労働大臣に通知する。

以 上